

## 令和5年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第7条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### 2. 令和5年度における政策評価の取組方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（令和3年8月31日金融庁訓令第14号。以下「基本計画」という。計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

令和5年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

### 3. 実績評価方式による評価

#### （1）評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている（別紙1）。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組を「主な事務事業」として掲げることとしている（別紙2）。

#### （2）実績評価の対象とする施策

別紙1で示した「施策」を実績評価の単位とする。

#### （3）評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る令和 5 年度の取組状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の 5 段階の区分によるものとする。

令和 5 年度実績評価書は、令和 6 年 8 月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

#### （4）意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

### 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し令和 5 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、令和 5 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

### 5. 規制の政策評価（事前・事後）

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（RIA）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔RIA〕の記号を付している。

### 6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

金融庁における令和5年度実施計画（概要）

基本政策／施策	主な取組
<b>I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>	
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<p>✓ 国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行う。また、それを踏まえつつ、各金融機関の信用・市場・流動性リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）や業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況について、モニタリングを行う。こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、以下の観点から深度ある対話を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大手銀行グループについて、信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行の把握等、市場・流動性リスクに関しては、資産と負債の総合管理の状況を含めた、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢の高度化の促進等</li> <li>● 地域金融機関について、引当の見積りのプロセスや開示を含めた継続的な取組事例の把握</li> <li>● 証券会社について、顧客本位の業務運営に向けた取組、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢の構築等</li> <li>● 保険会社について、中長期的な事業環境の変化を見据えた持続可能なビジネスモデルの構築、グループ・グローバルのガバナンスの高度化等</li> <li>● 日本郵政グループについて、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等</li> </ul>
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<p>✓ 最終化されたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、残る告示改正等の制度整備を着実に進めるとともに、バーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを適切に実施する。</p> <p>✓ 経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入に向けて、保険会社における態勢整備状況等を確認しつつ、制度詳細について検討を進めていく。</p>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	<p>✓ 重点的なヒアリングの実施等を通じて、金融機関による事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的側面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握することにより、事業者の実情に応じた支援の徹底を促すとともに、金融機関と継続的な対話を行っていく。</p> <p>✓ 金融機関による事業再生支援等を促進するために、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や地域経済活性化支援機構（REVIC）等のファンドによる資本性資金の供給と債権買取等の活用などを促す。</p> <p>✓ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、「経営者保証改革プログラム」（令和4年12月公表）の実行を推進する。</p> <p>✓ 財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組みを促す。モニタリングにおけるガバナンスと人的資本に着目したアプローチとして、地域銀行におけるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成の取組みについて、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行い、経営改革に向けた取組を促進していく。</p> <p>✓ 事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に取り組むとともに、事業性に着目した融資実務の発展に向けた取組を進めていく。</p>
<b>II 利用者の保護と利用者利便の向上</b>	
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<p>✓ 令和4年11月に公表された「資産所得倍増プラン」や6年1月から開始される新しいNISA制度も踏まえ、国民の安定的な資産形成の促進や金融リテラシーの向上のための環境整備に向けて、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6年1月に予定されている新しいNISA制度の開始に向け、国税庁や金融機関における非課税保有限度額の管理システムの整備を着実に進める。また、デジタル技術の活用等による、NISAに係る手続の簡素化・合理化等を進める。</li> <li>● NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成、財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催等を行う。</li> <li>● 第212回国会において成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）に基づき「金融経済教育推進機構」を6年春に設立し、同年夏に本格稼働させることを目指す。</li> <li>● 上記法律に基づいて、安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針を策定する。</li> </ul> <p>✓ 「成長と分配の好循環」を実現するため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。</p>

2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 預金取扱金融機関について、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、システムリスク管理態勢の強化を促す。</li> <li>✓ 保険会社について、昨今の不適切事案に関して不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、その上で保険契約者の保護に欠ける問題が認められた場合には、法令等に基づき厳正に対処していくとともに、有効な再発防止策の策定及び実施に取り組む。</li> <li>✓ 多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種取組を進めていく。</li> </ul>
<b>Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>	
1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ スタートアップの資金調達や、非上場株式の保有者の換金と新たな投資を円滑化するため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備に取り組む。</li> <li>✓ 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえた取組を進める。</li> <li>✓ 企業・株主間のガバナンスに関する合意などの「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すため、内閣府令等の整備を行う。</li> <li>✓ 国際金融センターの実現に向けて、「拠点開設サポートオフィス」の機能や体制の強化を行うなど、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進に取り組むほか、我が国の市場の成長性や魅力等に関する情報発信の強化等を行う。</li> </ul>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（令和5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例の取りまとめを行い、公表する。</li> <li>✓ 上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行（5年4月）を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上に向けて取り組む。また、上記登録制度への移行に係る経過措置期間が6年9月末までであることを踏まえ、日本公認会計士協会による、監査人の登録審査、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押しする。</li> <li>✓ 企業会計審議会監査部会において、四半期レビュー基準の改訂を審議する。</li> <li>✓ 開示の効率化を図る観点から、東京証券取引所と連携して四半期決算短信の見直しを進め、関連の政令・内閣府令の整備を行う。</li> <li>✓ サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の法令上の位置づけなどについて、関係者の意見を聞きながら検討する。</li> <li>✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。</li> <li>✓ サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際的な基準開発の議論が進む中、我が国関係者と連携して、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）に対して意見発信を行う。また、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証の在り方についても、国際的な議論を踏まえた検討を進める。</li> </ul>
3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市場の公正性・透明性の確保と投資者保護等を図るべく、「中期活動方針」（5年1月公表）に基づき、的確・適切な市場監視を実施する。</li> <li>✓ 市場監視の専門機関としての能力向上に向けて、デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化等に取り組む。</li> </ul>
<b>（横断的施策）</b>	
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進し、また、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。</li> </ul>
2 サステナブルファイナンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企業のサステナビリティ開示の充実へ向け、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報記載欄の新設等を踏まえた好事例の公表やISSBの動向を踏まえた我が国におけるサステナビリティ開示基準の整備等の取組を進める。</li> <li>✓ トランジションファイナンスに係る国際発信、中堅・中小企業の脱炭素を含む地域でのGX投融資の促進、アジアにおけるGX投資の推進を通じたGXの実現に向けた産業・金融の対話の促進を行う。</li> <li>✓ JPMと連携し、利用し易い形での情報提供を進めるとともに、サプライチェーンにおけるScope3等のデータ整備の取組を関係省庁と連携し支援する等、サステナビリティデータの集約を行う。</li> <li>✓ インパクト投資の「基本的指針（案）」の最終化や投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画するインパクト投資に関する「コンソーシアム」の立ち上げを通じ、インパクト投資の推進を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ESG 評価・データ提供機関に対して、「行動規範」への賛同を引き続き促すこと等による ESG 投資市場の透明性向上や民間資格試験の普及やグローバルに通用する大学等の講座の設置等による専門人材の育成を行う。</li> </ul>
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証や、震災等自然災害への対応、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンスの確保に係る取組を行う。</li> </ul>
4 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際的なネットワークの強化を図る。</li> <li>✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む。</li> <li>✓ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始（令和6年春）に向けて、関係機関との連携や関係事業者との丁寧な対話に努めていく。</li> </ul>
(金融庁の行政運営・組織の改革)	
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ①各種有識者会議の積極的活用、②金融行政に対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施、③金融行政におけるデータ活用の高度化、④金融行政に関する情報発信の充実、⑤財務局とのさらなる連携・協働の推進、⑥アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組等により、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</li> </ul>
2 検査・監督の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。</li> </ul>
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備などのための取組を継続・拡充する。</li> </ul>

## 実績評価における基本政策・施策等一覧（令和4～8年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

## （横断的施策）

施策
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 サステナブルファイナンスの推進
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
4 その他の横断的施策

## （金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
2 検査・監督の質の向上
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

各施策及び主な事務事業

<b>基本政策 I</b>	<b>金融システムの安定と金融仲介機能の発揮</b>
<b>施策 I-1</b>	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
<b>施策 I-2</b>	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
<b>施策 I-3</b>	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）



**施策 I -1**

**マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施**

<p><b>施策の概要</b></p>	<p>マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基に効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p>
<p><b>達成すべき目標</b></p>	<p>金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保</p> <p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。</p> <p>また、世界的な物価上昇の影響が続いているほか、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化、地政学的リスクの増大に加え、デジタライゼーションの進展など、金融業界を巡る環境が大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁設置法</li> <li>・各業法の目的規定、各種監督指針</li> <li>・G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）</li> <li>・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日）</li> <li>・検査・監督基本方針(30 年 6 月 29 日)</li> <li>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)</li> <li>・令和 5 事務年度証券モニタリング基本方針（5 年 8 月 1 日）</li> <li>・2023 事務年度金融行政方針（5 年 8 月 29 日）</li> </ul>
<p><b>目標設定の考え方・根拠</b></p>	<p>・[主要]「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、5 年度）</p> <p>・[主要]「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施、5 年度）</p> <p>・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、5 年度）</p> <p>・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、5 年度）</p> <p>・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニ</p>
<p><b>測定指標 (目標値・達成時期)</b></p>	

	<p>タリングを実施、5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、5年度）</li> <li>・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、5年度）</li> <li>・大手保険グループに対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、5年度）</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① マクロプルーデンスの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融機関の健全性や金融システムの安定性を与える影響について分析を行う。また、それを踏まえつつ、各金融機関の信用・市場・流動性リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）や業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況について、モニタリングを行う。こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた含めた効果的な金融モニタリングを行う。</li> <li>・金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、マクロ健全性維持の観点からの規則（カウンター・シクリカル・バッファ等）についても、適切に運用する。</li> </ul>
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外経済や金融市場の動向を踏まえ、業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢についてモニタリングを行う。</li> <li>・個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促していく。</li> <li>・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組む。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組む。</li> </ul>

- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施する。

#### 【大手銀行グループ】

- ・信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促す。また、市場・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促す。日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。政策保有株式については保有意義の検証や縮減計画の進捗等を確認する。
- ・主要行等が国境や銀信証の業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促す。その際、リスク管理の枠組みや、内部監査の高度化に向けた取組、IT・システム等の在り方について対話する。

#### 【新形態銀行】

- ・新形態銀行におけるAML／CFIT、システムリスク、流動性リスク等、各リスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを行う。
- ・銀行トップや親事業会社に対して、グループベースでの事業戦略や中長期的な成長戦略等の方向性を確認し、それらを実現する上でのガバナンスを含む経営の諸課題等について対話を行う。

#### 【地域金融機関】

- ・地域金融機関が自行の融資ポートフォリオを踏まえたよりの確な信用リスクの見積もりを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示を含めて、取組事例の把握・共有に継続して努めていく。

#### 【証券会社】

- ・証券会社が市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、金融仲介機能を十分に発揮することができるよう、顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促していく。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。
- ・競争環境の変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの在り方について経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促していく。
- ・グローバルな事業展開をしている大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況に係るモニタリングを行う。

#### 【保険会社】

- ・中長期的な事業環境の変化を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築に加え、保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることが重要であり、これらの取組の着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。
- ・金融市場の動向を踏まえ、保険会社のリスクや収益性についてフォワード・ルッキングな分析を行い、資産運用の状況を含めた財務の健全性に係るモニタリングを行っていく。
- ・自然災害への対応については、各社の取組へのモニタリングを継続し、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくため、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（ERM）の高度化、顧客ニーズやリスク実態等を踏まえた補償内容・保険料率の見直し、防災・減災のサポート等に向けた対応を促していく。

#### 【日本郵政】

- ・日本郵政グループについては、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等に係る取組状況について対話する。

#### 【少額短期保険業者】

- ・少額短期保険業者については、財務局と連携し、監督指針の見直しを踏まえたモニタリングの高度化を進める。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促していく。

#### 【その他の業態】

- ・電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定を図っていく。また、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約について、概ねAPI方式に移行されてきてはいるものの、一部金融機関ではAPI方式への移行が未了であるため、引き続き、接続を巡る課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握していく。
- ・投資運用業者について、運用の実態、運用の適切性、外部委託運用に対する運用管理態勢等についてモニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行う。また、投資法人よりも親会社等の利益を優先する誘因が強い経営体制や業務状況にある投資法人資産運用会社については、引き続き、利益相反管理態勢等についてより深度あるモニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行う。
- ・店頭FX業者について、金利差等の影響により為替相場の変動が相応に生じていることから、引き続き、その決済リスク管理態勢についてモ

ニタリングを行っていく。また、暗号資産デリバティブ取引業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、投資者保護の観点から、業務の適切性等についてモニタリングを行い、必要に応じて、リスク管理態勢や説明態勢等の強化を促す。

- ・投資助言・代理業者について、インターネット・SNS等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析及び検証を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応していく。
- ・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。また、貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続する。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者における法令等遵守態勢の状況について引き続きモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行う。
- ・信用格付業者における業務の適切性等のモニタリングを継続していくとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深めていく。
- ・金融商品仲介業者における投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等について確認するとともに、収集した好事例も踏まえつつ、モニタリングを実施していく。

#### 【担当部局名】

##### 総合政策局

国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、検査監理官室、コンダクト企画室、マクロ・データ分析監理官室、電子決済等代行業室

##### 監督局

総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融モニタリング室、協同組織金融室、保険課、証券課  
証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

## 施策 I -2

### 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実
目標設定の考え方・根拠	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備等（バーゼルⅢ関連告示等の整備及び告示に則った承認事項の審査等、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討、令和5年度）</li> <li>・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、5年度）</li> <li>・名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、5年度）</li> </ul>
参考指標	・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- ・平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、残る告示改正等の制度整備を着実に進める。また、バーゼルⅢの実施に伴う承認事項等について、審査・モニタリングを適切に実施する。
- ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等

	<p>に関する有識者会議」報告書、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」の内容を踏まえ、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況等を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努める。</li> </ul>
<p>② 円滑な破綻処理のための態勢整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</li> <li>・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行う。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

リスク分析総括課、健全性基準室

監督局

監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課

施策 I -3

金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施(特にコロナ後を見据えた取組の実施)

<p>施策の概要</p>	<p>コロナ後を見据え、金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービス提供に必要な制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関を取り巻く環境が変化する中でも、金融機関においては、健全性を維持しつつ、金融仲介等の機能を十分に発揮していくことが求められる。特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要である。こうした観点から、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を金融機関に促すとともに、金融機関の事業者支援能力向上の後押しや事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成を通じて、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいく。</li> <li>・金融経済情勢や世界情勢を的確に把握するとともに、データ分析や金融機関との対話等を通じて、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していく。</li> </ul> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 事務年度金融行政方針（令和5年8月29日）等</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進(資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進、5年度)</li> <li>・[主要]ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備(金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮に向けた取組の促進、ガバナンスと人的資本に着目した対話の実施、5年度)</li> <li>・金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施(金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合に、「経営強化計画」・「実施計画」を適切に審査し、同</li> </ul>



	<p>法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進（、「経営者保証改革プログラム」(4年12月公表)の実行を推進、5年度)</li> <li>・ 貸出態度判断D. I. (前年同期(5年3月)の水準を維持、5年度) ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・ 法人向け規模別貸出残高(日本銀行「預金・現金・貸出金」)</li> <li>・ 企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報&lt;内容&gt;</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関への事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施等を通じて、事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的側面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握することにより、事業者の実情に応じた支援の徹底を促すとともに、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行っていく。また、重点的なヒアリング等を通じて把握した隘路や課題については、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行っていく。</li> <li>・ 金融サービス利用者相談室で受け付けた相談(「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」等)のうち、相談者の同意を得られたものについては、金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めていく。</li> <li>・ 金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表する。</li> <li>・ 財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」について、事業者支援に関する重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させていく。その一環として、例えば、令和4事務年度にブロック単位で実施した事業者支援策・事例等の共有・確認のための会議を、より現場に近い都道府県のレベルでも、それぞれが抱える課題等を踏まえて実施する。</li> <li>・ 金融機関による事業再生支援等を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生計画の策定支援や「廃業時</li> </ul>

における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく保証債務整理の状況についてフォローアップを行う。

- ・「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知・徹底を行うとともに、地方における事業再生の担い手の育成・拡充策の一つとして、例えば、ガイドラインを活用した案件に関与する専門家（弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和するなどの見直しを検討する。また、経営者の個人破産回避に向け、退出希望がある経営者に早期相談を促すための方策を関係省庁と検討する。
- ・「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備した大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介でつなぐプラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」への登録対象や地域企業に対する給付金の給付要件の拡充を通じ、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形でのマッチングを推進する。また、大企業人材向けの研修・ワークショップのコンテンツ拡充及び「レビキャリ・アンバサダー（仮称）」の創設やSNS等の活用といった周知・広報の強化により、登録人材の拡充を図る。
- ・事業者支援ノウハウ共有サイトにおいて、オンライン勉強会等を定期的に行うなど、事業者支援に関するノウハウの効果的・効率的な共有に向けた取組を継続する。また、各地域で開催されている意見交換会等に職員を講師として派遣するなど、継続して各地域における事業者支援の活動を後押しする。
- ・地域金融機関が取引先の経営改善支援の必要性に応じた優先順位付けを行う際に活用しうるAIモデルについて、追加的なデータや分析手法を用いた更なる高度化に取り組む。また、一部の地域金融機関におけるAIモデルの実務適用の試行を通じて、適用に際しての課題やその解決策等を把握し、他の金融機関や認定支援機関等での活用に資する普及策を検討する。
- ・金融機関の現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、事業者支援のニーズが予想される業種を中心に、支援に当たっての「業種別支援の着眼点」を取りまとめるとともに、各地での「業種別支援の着眼点」を用いた勉強会等の開催を通じて、普及促進に取り組む。
- ・事業者の経営改善支援や事業再生支援等について、地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブとの整合性の観点から、事業者支援をめぐる課題を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進め、対外的に発信していく。
- ・デジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応する。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績や、「新規融資に占

める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」の公表を行う。

- ・5年4月に改正した監督指針に基づき、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数や、金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等を把握する。
- ・金融庁に新たに設置した「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声や上記2つの取組内容の状況も踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施する
- ・不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資が行われるよう、事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（事業成長担保権）の創設に向けて、関連法案の早期提出を目指すとともに、事業成長担保権の制度趣旨に関する金融機関や事業者等の理解促進に取り組んでいく。
- ・成長に時間を要するスタートアップを念頭に、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するための要件緩和を進める。

## ② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備

- ・財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促す。
- ・モニタリングにおけるガバナンスと人的資本に着目したアプローチを重点的に活用していく。具体的には、地域銀行におけるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進していく。その際、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認していく。
- ・持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、各層の役職員との対話を通じて、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を促していく。
- ・独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行っていく。
- ・「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介機能の発揮に向け、必要に応じて、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施する。
- ・国内外の金融経済情勢、とりわけ我が国の金融政策・金利動向を注視するとともに、市況の変化や大口与信先の状況等が各行の期間収益や健全性に与える影響、各行の対応を把握し、必要な改善を早め早めに促していく。
- ・大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場

リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢、一部金融機関で増加が見られるLBOローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングしていく。

- ・こうしたモニタリングに際しては、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用する。また、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促す。
- ・地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性金融商品の販売に関し、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施していく。
- ・原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等がある中で、財務局とともに、協同組織金融機関において、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援など、事業者の実情に応じた支援が行われているか確認する。また、政府の各種支援策等の一層の活用促進のため、関係省庁と連携した施策の周知、浸透を進める。
- ・協同組織金融機関において、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立することが重要である。このため、財務局とともに、それぞれの規模・特性や、地域の人口動向や他の金融機関の状況といった環境を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポートの活用等を促していく。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進める。さらに、引き続き、理事長のほか、営業店・人事部門等との対話を通じて、中長期的な観点を含めた人的投資や人材育成の取組も促していく。これらの対話の際、特定の答えを前提としない探究型対話の手法を必要に応じて活用する。
- ・国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、財務局とともに、協同組織金融機関において、リスクテイクの状況に応じた適切な内部管理態勢を整備しているかなど、リスク管理態勢の状況等について信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認する。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある協同組織金融機関に対しては、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの取組を促す。
- ・新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督

- 業務に努め、協同組織金融機関による自主的な取組を後押ししていく。
- ・中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促していく。
  - ・協同組織金融機関に対して、財務局とともに、事務年度末（6年6月）を目途として、地域や事業者、協同組織金融機関自らの課題とその解決に向けた取組の参考となるよう、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例の展開を図るべく、各種の事例収集を進めていく。
  - ・金融機能強化法（「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む）に基づき、資本参加の申請を受けた場合は、「経営強化計画」について、金融仲介の取組方針・各種施策の実行性及び収益化の実現性の観点等から検証・評価する。また、同法に基づき、「資金交付制度」の活用申請を受けた場合は、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価する。
  - ・金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
  - ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
  - ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
  - ・様々な地域の関係者から寄せられる相談に対応するなど、地域の課題解決支援に取り組む。

## 【担当部局名】

### 監督局

監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室

### 企画市場局

信用制度参事官室

<b>基本政策Ⅱ</b>	<b>利用者の保護と利用者利便の向上</b>
<b>施策Ⅱ-1</b>	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
<b>施策Ⅱ-2</b>	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

## 施策Ⅱ-1

### 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）</li> <li>・金融経済教育研究会報告書（25 年 4 月 30 日公表）</li> <li>・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定）</li> <li>・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表）</li> <li>・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表）</li> <li>・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定）</li> <li>・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定）</li> <li>・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定）</li> <li>・未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定）</li> <li>・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日）</li> <li>・認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日）</li> <li>・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（2 年 8 月 5 日）</li> <li>・資産所得倍増プラン（4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議）</li> <li>・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（4 年 12 月 9 日）</li> <li>・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）（5 年 6 月 9 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（5年6月16日閣議決定）</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針 2023（5年6月16日閣議決定）</li> <li>・2023 事務年度金融行政方針（5年8月29日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]国民の安定的な資産形成の促進に向けた取組状況（①NISAの利便性向上等」に係る税制改正要望提出・5年度、②NISA制度の周知・広報活動の拡充、5年度）</li> <li>・[主要]NISA口座の開設数、9年度</li> <li>・[主要]官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を戦略的に実施する体制の整備（金融経済教育推進機構の設立、6年度）</li> <li>・[主要]国全体として資産形成に必要な施策の推進（安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針の策定、5年度）</li> <li>・[主要]金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、5年度）</li> <li>・利用者の利便を向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、5年度）、②後見制度支援預貯金等の導入状況調査の公表、5年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、5年度）、④金融機関における旧姓名義による口座開設等への対応状況のフォローアップ、5年度）</li> <li>・[主要]資産運用立国の実現に向けた取組状況（資産運用立国の実現に向けた各種施策の実践、5年度）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数</li> <li>・つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 国民の安定的な資産形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいNISA制度の開始（6年1月）に向け、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。このため、NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成、財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催等を行う。</li> <li>・6年1月に予定されている新しいNISA制度の開始に向け、国税庁や金融機関における非課税保有限度額の管理システムの整備を着実に</li> </ul>



	<p>進める。また、デジタル技術の活用等による、N I S Aに係る手続の簡素化・合理化等を進める。</p>
<p>② 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民の様々な主体による活動の重複を解消しつつ、それぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。この観点から、第 212 回国会において成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）に基づき、「金融経済教育推進機構」を 6 年春に設立し、同年夏に本格稼働させることを目指す。</li> <li>・関係省庁や地方公共団体・民間団体等と連携し、国全体として資産形成に必要な施策を推進するため、上記法案に基づいて、安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針を策定する。</li> </ul>
<p>③ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融審議会 顧客本位タスクフォース中間報告の提言も踏まえ、販売会社と販売委託元の資本関係や販売奨励金といった顧客と金融事業者の間で利益相反が生じうる事項について、情報提供を義務付けるための制度整備を進める。</li> <li>・第 212 回国会において成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）の円滑な施行に向けて関連する政令・内閣府令の整備を行う。また、顧客の最善の利益が確保されるようモニタリングの在り方について検討を行う。 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組を実施。</li> <li>・「取組方針」等に関する報告に基づき、「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表する。また、投資信託・外貨建保険の共通 K P I に関する報告についても、その計数を取りまとめ、分析結果を公表する。</li> <li>・金融機関との対話を通じて「取組方針」等の質の向上を図るとともに、同方針等を通じて経営陣から営業現場までが顧客本位の考え方や認識を共有し、営業現場が「取組方針」に基づき実践しているかについてモニタリングを行う。</li> <li>・金融機関における顧客本位の業務運営の取組の一層の定着・底上げに向けて、仕組債や外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢等についてモニタリングを行う。</li> <li>・顧客の最善の利益を追求するなど、「資産所得倍増プラン」を後押しするような工夫ある取組等を通じて、将来を見据えた中長期的なリテールビジネス戦略を踏まえて、持続可能なビジネスモデルが構築できているかについて金融機関と対話を行う。</li> <li>・外貨建保険の販売等については、保険会社や金融機関代理店との対話やアンケート調査の実施等を通じて、特にアフターフォローの充実に関する取組など、苦情抑制に向けた更なる取組が図られているか等のフ</li> </ul>

フォローアップを行う。

・資産運用に関する顧客意識アンケート調査を実施し、その結果を公表することを通じて、金融機関の顧客本位の業務運営の向上を後押しする。

④ 顧客に寄り添った利用者サービス

- ・金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促していくほか、障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めていく。
- ・障害者差別解消法の改正等に伴い、金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を改正する。
- ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していく。認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体との対話を行い、更なる取組を支援していく。金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知を行っていく。投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論を行っていく。
- ・外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」等に基づき、以下の取組を実施していく。
  - ✓ 金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスにおける利便性向上及びマネーロンダリングや口座売買等の犯罪への関与防止等に係る周知活動を実施する。
  - ✓ 「規制改革実施計画」（5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設に関する金融機関への要請等に関して、関係省庁による実態把握等も活用しつつ、引き続きフォローを実施する。
  - ✓ 金融機関における在留期間管理等の対応等のマネロン対策等における適切な外国人顧客管理について、金融サービス提供の適切性・利便性向上に配慮した上で引き続き、関係省庁と共に検討を行うとともに、金融機関に適切な対応を促していく。
- ・利用者の利便性向上の観点から、金融機関へのこれまでの調査結果を踏まえ、金融機関に対して旧姓名義による口座開設等への対応に向け

	た取組を促す。
⑤ 資産運用立国の実現	・「成長と分配の好循環」を実現するため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。【参照（施策Ⅲ-1）】

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

企画市場局

市場課

監督局

監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課

## 施策Ⅱ-2

### 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢が確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業法の目的規定、各監督指針等</li> <li>・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）</li> <li>・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27年3月24日）</li> <li>・顧客本位の業務運営に関する原則（29年3月30日）</li> <li>・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）</li> <li>・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）</li> </ul>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令等の整備等、5年度）</li> <li>・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、5年度）</li> <li>・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（法令遵守、保険契約者の保護を徹底して求めていくとともに、必要に応じて監督指針</li> </ul>

等を改正し、監督上の着眼点の明確化を行いながら、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、5年度)

- ・[主要]日本郵政グループにおける更なる態勢整備（顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、5年度)
- ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、5年度)
- ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行うとともに、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備が図られるよう指導・監督を行う、5年度)
- ・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う、5年度)
- ・相談室相談員の研修受講状況（5回、5年度)
- ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、5年度)
- ・多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、5年度)
- ・財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、5年度)
- ・ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況（連携強化に向けた取組を行う、5年度)
- ・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、5年度)
- ・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、5年度)
- ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す、5年度)
- ・暗号資産交換業者における態勢整備（暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・

	<p>内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促す、5年度)</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況&lt;受付件数等&gt;</li> <li>・無届募集等の件数</li> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数</li> <li>・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数</li> <li>・金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数</li> <li>・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況&lt;金額&gt;</li> <li>※預金保険機構公表資料</li> <li>・特殊詐欺被害発生状況・被害額&lt;件数・金額&gt;</li> <li>※警察庁公表資料</li> <li>・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数</li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。</li> <li>・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営を促す観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。</li> <li>・預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促す。</li> <li>・保険会社については、昨今の不適切事案に関して不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、その上で保険契約者の保護に欠ける問題が認められた場合には、法令等に基づき厳正に対処していくとともに、有効な再発防止策の策定及び実施に取り組む。加えて、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた損害保険業界における取組を促していく。また、生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行う。あわせて、公的保</li> </ul>

険制度を踏まえた保険募集の推進を行っていく。

- ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、新規業務・新商品のサービス提供を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話する。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを適切に実施するほか、成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行う。
- ・資金移動業者については、引き続き、登録審査及び業務実施計画の認可審査における手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行っていく。また、前払式支払手段発行者については、5年6月の改正資金決済法の施行により、電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合には不正利用防止措置等が求められることも踏まえ、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行っていく。一部の決済サービスは、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、事業者及び必要に応じてその親会社等と対話を行って、全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めていく。
- ・暗号資産交換業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、継続的にモニタリングを実施するとともに、サイバーセキュリティ水準の向上を促す。また、無登録事業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録事業者に対し厳正に対応する。

## ② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携する。また、無登録業者に対しては、速やかに照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や無登録業者との取引について、広く周知及び注意喚起を行う。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行う。また、無届けで有価証券の募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行う。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、4年9月に導入した電話受付時間外での質問等への対応ができるサービス（AIチャットボット）の内容を見直し利用者の利便性の向上を図る。さらに、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。
- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠

組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営態勢の深化及びオンラインの活用も含めた利用者利便に一層資する取組を促す。

- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進める。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行う。
- ・多重債務者発生防止のため、関係機関との連携を強化し、コロナ後の動向も踏まえ各種の取組を進めていく。特に、近年広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資、偽装ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化・先払い買取現金化等）について、注意喚起等の取組をさらに推進する。
- ・若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないよう、コロナ後の動向も踏まえ業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、SNS等を通じ、若年者を対象とした過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行う。
- ・警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者を促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。
- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口は年々巧妙化し、特殊詐欺被害は認知件数及び被害額共に依然として高水準で推移している。こうした状況を踏まえ、各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、また、広報活動



等を通じて、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底する。

**【担当部局名】**

監督局

監督調査室、総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課

企画市場局

調査室、信用制度参事官室、企業開示課

総合政策局

リスク分析総括課、フィンテック参事官室、貸金業室、金融トラブル解決制度推進室

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課、開示検査課

<b>基本政策Ⅲ</b>	<b>市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>
<b>施策Ⅲ-1</b>	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
<b>施策Ⅲ-2</b>	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
<b>施策Ⅲ-3</b>	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

**施策Ⅲ－１**

**世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備**

<p>施策の概要</p>	<p>市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>持続的な経済成長に向け、家計に眠る預貯金を投資へ繋げることで、成長の果実が資産所得として広く国民に還元され、国民の資産形成と更なる投資や消費に繋がる「成長と資産所得の好循環」を実現していく。</p> <p>そのために、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。</p> <p>また、スタートアップの資金調達や、非上場株式の保有者の換金と新たな投資を円滑化するため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備に取り組む。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成 28 年 12 月 22 日）</li> <li>・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（令和元年 12 月 27 日）</li> <li>・『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（2 年 3 月 24 日再改訂）</li> <li>・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（2 年 12 月 8 日閣議決定）</li> <li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告（2 年 12 月 23 日）</li> <li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書（3 年 6 月 2 日）</li> <li>・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（3 年 6 月 11 日再改訂）</li> <li>・「投資家と企業の対話ガイドライン」（3 年 6 月 11 日改訂）</li> <li>・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（5 年 4 月 26 日）</li> <li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告（3 年</li> </ul>

	<p>6月18日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針 2022 について」(4年6月7日閣議決定)</li> <li>・「規制改革実施計画」(4年6月7日閣議決定)</li> <li>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(4年6月7日閣議決定)</li> <li>・「フォローアップ」(4年6月7日閣議決定)</li> <li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(4年6月13日、4年12月27日)</li> <li>・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(4年6月17日改訂)</li> <li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理(4年6月22日)</li> <li>・「スタートアップ育成5か年計画」(4年11月28日)</li> <li>・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理(4年12月21日)</li> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現」(5年6月16日閣議決定)</li> <li>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」(5年6月16日閣議決定)</li> <li>・「成長戦略等のフォローアップ」(5年6月16日閣議決定)</li> <li>・2023 事務年度金融行政方針(5年8月29日)</li> </ul>
<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況(企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえた取組を進める。また、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、非財務情報の開示の充実を図る、5年度)</li> <li>・[主要]「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況(「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応、5年度)</li> <li>・海外プロモーション活動等の取組状況(国際金融センターの実現に向けた施策の情報発信を行う、5年度)</li> <li>・市場機能強化に向けての施策の取組状況(非上場株式のプライマリー市場の整備に向けた株式投資型クラウドファンディングの拡充や特定投資家私募制度の利用促進、少額募集の在り方に関する検討、セカンダリー市場の整備に向けた特定投資家向けの非上場株式等の私設取引システム(PTS)に係る認可要件の緩和に向けた検討など、5年度)</li> <li>・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に</li> </ul>

	<p>に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況（特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークスによる取組のフォローアップなど、5年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況（東京証券取引所プライム市場）</li> <li>独立社外取締役を3分の1以上選任している企業数（東京証券取引所プライム市場）</li> <li>中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標・状況を開示している企業数（東京証券取引所プライム市場）</li> <li>スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関数及び個別の議決権行使結果の公表を行う機関数（年金基金等を除く）</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（5年4月公表）を踏まえ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、女性役員比率の向上による取締役等の多様性向上を含むサステナビリティを意識した経営の促進、独立社外取締役の機能発揮に向けた啓発活動等の取組を進める。</li> <li>資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任に関する活動の実質化に向けた取組を促すとともに、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなど、必要な環境整備を行っていく。大量保有報告制度の見直し等については、5年中に結論を得て、関連法案の早期の国会提出を目指す。</li> <li>企業・株主間のガバナンスに関する合意などの「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すため、内閣府令の整備を行う。</li> <li>改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（5年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例の取りまとめを行い、公表する。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー</li> </ul>

	<p>一等を実施する。</p>
<p>② 国際金融センターの実現に向けた、新規参入支援の拡充等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「拠点開設サポートオフィス」の機能や体制の強化を行うなど、地方公共団体等とも連携しつつ、国内外の資産運用会社の新規参入の支援を通じた競争の促進を図る。</li> <li>・縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を継続し、外国人のニーズや行政面の課題についての情報を把握し、今後の改善策検討に繋げる。</li> <li>・口座開設等の金融サービスにおける外国人の利便性向上に係る取組を行う【再掲（施策Ⅱ－１）】。</li> <li>・資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投資信託の基準価額を計算し、毎日照合する（二重計算）といった我が国独自のビジネス慣行など、国内外の資産運用会社の参入を阻害している可能性がある点について把握し、改善に向けた取組を促す。</li> <li>・国際金融センター関連施策や我が国での拠点開設・生活に役立つ情報に加え、我が国の市場の成長性や魅力等についての発信や、我が国へ未進出の海外資産運用業者等の関心の掘り起こしや直接の働きかけを強化する。</li> <li>・上記を達成するために、国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツの更なる拡充や在外公館等とも連携し、世界の主要な国際金融都市に定期的に出張しつつ、オンライン・対面のイベントを引き続き開催する。また、集中的に海外金融事業者を我が国に招致する「Japan Weeks」の開催（５年９～１０月）の成果も踏まえ、国際的な発信の更なる強化や、海外主要メディアへの広報チャンネルの拡大、海外当局との連携等を実施する。</li> <li>・クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。</li> <li>・AI翻訳サービスについて、金融専用モデルの実装も踏まえ、業務への活用拡大に努め、金融庁からの英語発信量の拡大を促進する。</li> </ul>
<p>③ 市場の機能強化に向けた環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長資金供給の在り方について、株式投資型クラウドファンディングの拡充、特定投資家私募制度の利用促進、少額募集の在り方に関する検討、特定投資家向けの非上場株式等の私設取引システム（PTS）の認可要件緩和や上場ベンチャーファンドの活性化等を通じ、スタートアップ企業の資金調達等を円滑化するため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備に取り組む。</li> <li>・東京証券取引所の市場区分見直しの実効性向上に向けた「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」における、上場会社の企業価値向上に向けた施策の進捗状況やグロース市場の機能発揮等に係る議論の状</li> </ul>

	<p>況について、関係者と連携し適切にフォローする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立会時間の延伸は、投資信託の基準価額算出などの後続業務をはじめ、システム対応や情報開示など多方面に影響があることから、東京証券取引所のほか各業界団体等とも緊密に連携して対応していく。</li> <li>・上場株式等について、金融商品取引所とP T Sによる適切な市場間競争を通じた市場全体としての機能向上の観点から、オークション方式に係るP T Sの売買高上限の緩和、不公正取引への対応や取引情報の公表等の具体的な制度の在り方について検討する。</li> <li>・非上場有価証券について、取扱商品に応じたP T Sの認可審査の柔軟化・迅速化等の環境整備を進めていく。</li> <li>・顧客ニーズにあった商品・サービスを提供しやすくするなど、金融機能の強化に向けた取組を推進する観点から、顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアウォール規制の在り方や必要とされる対応について検討を行う。</li> <li>・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け取り組む。</li> <li>・金融審議会市場制度ワーキング・グループの下に「資産運用に関するタスクフォース」を新たに立ち上げた上で、以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資産運用会社等の運用力向上に必要な取組について検討する。</li> <li>➤ スタートアップ投資等のオルタナティブ投資の活性化を含め、運用対象の多様化を推進するための環境整備について検討する。</li> <li>➤ 内外の資産運用会社による新規参入促進を通じた競争の活性化のための施策について検討する。</li> </ul> </li> </ul>
④	<p>市場の安定性等確保に向けた監督の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場インフラは、利害関係者の利益を考慮した運営が求められるところ、特に競合他社が事実上存在しない振替機関及び清算機関においては、関係者の意見を反映するための協議を行う仕組みが機能するよう注視する。</li> <li>・危機管理グループ会合や監督カレッジへの参加等を通じて、外国清算機関の母国当局と一層の連携強化を図る。</li> <li>・日本証券クリアリング機構における上場デリバティブ取引の証拠金計算方法の一部見直し等について必要な対応を行っていく。</li> <li>・取引情報報告制度の報告項目の拡充及び取引情報蓄積機関経由での報告の一本化に向けた取組を進めていく。</li> </ul>
⑤	<p>金融指標の頑健性・透明性の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・T O R Fについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQ U I C Kベンチマークによる算出に利用可能な情報の拡充の可否に係る検討等の取組をフォローアップする。</li> <li>・T I B O Rについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協T I B O R運営機関による取組を引き続きフォローアップし、ユーロ円T</li> </ul>

I B O Rについては、運営機関が5年8月に実施した「ユーロ円T I B O Rの恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」の結果を踏まえつつ、金融機関に対して必要に応じて適切な対応を促す。

- ・特定金融指標であるT I B O R及びT O R Fの欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続する。

**【担当部局名】**

企画市場局

市場課、企業開示課

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

監督局

銀行第一課、証券課

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課



## 施策Ⅲ-2

### 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日）</li> <li>・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日、令和3年11月12日）</li> <li>・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日）</li> <li>・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30年7月5日）</li> <li>・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（3年11月19日）</li> <li>・「経済財政運営と改革の基本方針2023について」（5年6月16日閣議決定）</li> <li>・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（5年6月16日閣議決定）</li> <li>・「成長戦略等のフォローアップ」（5年6月16日閣議決定）</li> <li>・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日）を踏まえた取組の促進（企業情報の開示の充実に向けた取組の促進（サステナビリティ情報を含む）、5年度）</li> <li>・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、5年度）</li> <li>・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%以上、5年度。なお、システム保守の</li> </ul>

	<p>ための停止期間は稼働率の計算に含めない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（I F R S の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、5年度）</li> <li>・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、5年度）</li> <li>・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、5年度）</li> <li>・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、5年度）</li> <li>・国際会計人材ネットワークの登録者数（国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進、5年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示書類の提出会社数（内国会社）</li> <li>・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数</li> <li>・E D I N E T のアクセス件数（A P I 経由のアクセス件数を含む）</li> <li>・I F R S の任意適用企業数及びその時価総額の割合</li> <li>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況&lt;件数&gt;</li> <li>・公認会計士試験の出願者数</li> </ul>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示の効率化を図る観点から、東京証券取引所と連携して四半期決算短信の見直しを進め、関連の政令・内閣府令の整備を行う。</li> <li>・サステナビリティ基準委員会（S S B J）の法令上の位置づけなどについて、関係者の意見を聞きながら検討する。</li> <li>・国際サステナビリティ基準審議会（I S S B）のサステナビリティ開示基準設定に対し、S S B J 等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進める。具体的には、今後、I S S B が検討を行う予定の気候以外のサステナビリティ項目の基準設定においては、人的資本に対するサステナビリティ開示基準の設定など、我が国の意見が反映されるよう、I S S B に積極的に働きかける。</li> <li>・サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際的な基準開発の議論が進む中、我が国関係者と連携して、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会（I A A S B）及び国際会計士倫理基準審議会（I E S B A）に対して意見発信を行う。また、サステナビリ</li> </ul>

	<p>ティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえた検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」(5年1月施行)において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例の取りまとめを行い、公表する。あわせて、企業等に対して開示充実のためのセミナー等を実施する。気候変動関連や人的資本を含むサステナビリティ情報の開示の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集」を改訂する。気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)コンソーシアム等の活動を通じ、TCFD開示に関する国内の企業・投資家間の対話の促進を支援するとともに、日本の取組をベストプラクティスとして国際的に発信する。</li> </ul>
②	<p>金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令及び「企業内容等の開示に関する留意事項(開示ガイドライン)」等に基づき、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</li> <li>有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドライン等を使用し、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。</li> <li>有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。</li> <li>公開買付制度や大量保有報告制度に係る開示書類については、法令等に基づく適切な記載内容の審査等、制度の適正な運用を行う。</li> <li>有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</li> </ul>
③	<p>EDINETの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ開示を含む制度改正に対応するため、EDINETのシステム改修やEDINETタクソノミの開発を実施する。</li> </ul>
④	<p>我が国において使用される会計基準の品質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務会計基準機構、企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にするための取組を進める。</li> <li>国際会計基準審議会(IASB)等において、国際的にのれんの会計処理の議論が進んでいるところ、我が国の考え方をIFRSに反映する努力を継続する。</li> <li>金融商品会計基準やリース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組をサポートする。</li> <li>「国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワーク」登録者の更なる増加を目指し、国際的な会計人材及びサステナビリティ開示に関する人材の育成に向けた取組を推進し、国際的な基準策定等に参画する。</li> </ul>

⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施

- ・上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行（5年4月）を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上に向けて取り組む。また、上記登録制度への移行に係る経過措置期間が6年9月末までであることを踏まえ、日本公認会計士協会による、監査人の登録審査、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押しする。
- ・「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、継続的に実施状況をフォローアップする。
- ・「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、公表状況のフォローアップや関係団体による取組のモニタリングを行う。
- ・企業会計審議会内部統制部会において、財務報告に係る内部統制の実効性向上を図る観点から、内部統制基準・実施基準の見直しを行うとともに、その円滑な適用に向けた情報発信等に取り組む。
- ・企業会計審議会監査部会において、四半期開示の見直しに伴い、四半期レビュー基準の改訂を審議していく。
- ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の議長国というIFIARの組織運営を主導する立場から、IFIARがより機動的・的確に諸課題に対応できるような体制の整備や様々なステークホルダーとの積極的な対話等によるIFIARの対外的コミュニケーションの強化を牽引する。また、こうした取組を推進することで、グローバルな監査品質の向上に一段と貢献するほか、参加要件を緩和した準会員資格の活用も視野に入れてアジア諸国をはじめとするIFIAR未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチを一層強化する。事務局のホスト国としては、IFIARへの一貫した支援を継続するとともに、「日本IFIARネットワーク」等を通じ、IFIARにおける議論について国内の関係者へ広く発信する。また、日本の監査監督当局としては、IFIAR加盟国を含む各国の監査監督当局との連携を一層強化する。大阪で開催予定である第24回IFIAR本会合（6年4月）の準備も進めていく。

⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督

- ・公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施する。検査の結果、必要があると認めるときは、金融庁に行政処分等の勧告を行う。
- ・検査を実施する際には、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中、改正公認会計士法において「上場会社等監査人登録制度」が導入されたことに鑑み、引き続き中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。
- ・検査においては、監査の品質の向上に向けた監査法人等の経営層のコミットメント、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性及び公認会計士資格に係る誤記載の発生防止に向けた施策の導入、その実施状況等について重点的に検証する。個別監査業務についても、不正リスク、収益認

	<p>識、会計上の見積りに係る監査手続の実施状況を確認・検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、改訂品質管理基準への対応について、大規模監査法人では、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況を検証する一方、大規模監査法人以外の監査事務所では、改訂品質管理基準等への対応状況を確認する。</li> <li>・モニタリングの実施方法については、対面とリモートとの併用により、引き続き効率的・効果的な実施に努める。</li> <li>・モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めるとともに、分かりやすい情報提供を行う。</li> <li>・監査品質の向上のため、日本公認会計士協会の品質管理レビューと公認会計士・監査審査会のモニタリングとが全体として最大限の効果を発揮するよう、深度ある連携に努める。</li> </ul>
⑦	<p>優秀な会計人材確保に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士試験の運営において、引き続き自然災害等に対するBCPを用意した上で公認会計士試験を実施するほか、受験者の増加傾向に鑑み、試験の採点負担への対応等を行う。また、受験者の利便性向上のため、6年度（7年試験）からの公認会計士試験インターネット受付システムの更新に伴い、インターネット出願におけるサービスの向上を図る。</li> <li>・さらに、引き続き、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大のために、大学生等向けの講演を実施する。</li> </ul>

**【担当部局名】**

企画市場局

企業開示課

総合政策局

I F I A R 戦略企画室、審判手続室

公認会計士・監査審査会

### 施策Ⅲ-3

## 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対応する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等</li> <li>・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 11 期：2023 年～2025 年）～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～（5 年 1 月 27 日）</li> <li>・2023 事務年度金融行政方針（5 年 8 月 29 日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 有用情報の収集（市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積、5 年度）</li> <li>・[主要] 市場の変化等の適切な把握・分析（高速取引行為者による取引の実態把握、上場会社による開示の充実に向けた取組への対応、5 年度）</li> <li>・[主要] 証券モニタリングの適切な実施（金融商品取引業者等における適合性原則やデジタル化の進展等を踏まえた適切な内部管理態勢の構築状況及び業務運営状況の検証、5 年度）</li> <li>・[主要] 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応（課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明及び海外当局等との連携、5 年度）</li> <li>・[主要] 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応（違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査の権限の行使、5 年度）</li> <li>・[主要] 投資者被害事案に対する積極的な取組（金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て、5 年度）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化（市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応、5年度）</li> <li>・[主要] 情報発信の強化（法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別事案や事例集の公表等における分かりやすい情報発信、5年度）</li> <li>・[主要] デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化（取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進、5年度）</li> <li>・[主要] 財務局との協働・連携の推進（財務局との様々な分野における更なる情報共有や意思疎通を通じた一体的な業務運営の実施、5年度）</li> </ul>
<b>参考指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引審査実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・海外当局との情報交換件数&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・取引調査に係る勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・課徴金納付命令の実績&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・デジタルフォレンジックの実施状況&lt;調査・検査件数&gt;</li> </ul>
<b>主な事務事業の取組内容</b>	
<p>① 市場監視に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券監視委の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集する。</li> <li>・市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用する。</li> <li>・市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見につなげる。取引所等から提供される膨大なデータも活用しながら、高速取引行為者による取引の実態把握を行う。</li> <li>・市場区分の見直しの経過措置終了や四半期開示の見直しといった市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場会社による開示の充実に向けた取組等への的確に対応する。</li> <li>・金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リス</li> </ul>	

クベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努める。問題が認められた場合、事案の全体像の把握や根本原因の究明により、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげる。具体的には、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況等について業態横断的に検証を行う。

- ・課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明する。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげる。
- ・クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行う。
- ・違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行う。
- ・顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てなど、投資者被害事案に対して積極的に取り組む。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させる。
- ・証券監視委として過去に勧告・告発等を行った類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応する。
- ・意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行う。
- ・市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進する。
- ・市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検



査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め、意思疎通を十分に確保し、一体的な業務運営を図る。

**【担当部局名】**

証券取引等監視委員会事務局

総務課、情報解析室、IT戦略室、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課

総合政策局総務課審判手続室

監督局証券課

企画市場局企業開示課

**(横断的施策)**

1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

2 サステナブルファイナンスの推進

3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

4 その他の横断的施策

## 横断的施策－ 1

### デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

<p>施策の概要</p>	<p>デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進し、また、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ）を図ること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融行政の目標を実現するため、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進、また、フィンテック事業者の支援を強化していくといった、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施するため。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（令和5年6月16日閣議決定）</li> <li>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023年改訂版（5年6月16日閣議決定）</li> <li>・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）等</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援</li> <li>・ミートアップの開催や、好事例の発信等を通じた金融機関のデジタル化・DX支援</li> <li>・[主要]国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会創出</li> <li>・暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化</li> <li>・暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し</li> <li>・セキュリティトークンに関する事業環境整備</li> <li>・フィンテックに関する調査研究</li> <li>・請求・決済分野のデータ連係に関して官民一体となつての推進（左記測定指標に関する金融機関等への説明会の実施、5年度）</li> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FinTechサポートデスクの受付状況</li> <li>・FinTech実証実験ハブの支援実施状況</li> </ul>

## 主な事務事業の取組内容

### ① フィンテックの推進に向けた取組

- ・新たな金融サービスの育成・普及に向けて、F i n T e c hサポートデスクやF i n T e c h実証実験ハブ等を通じて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続する。
- ・英語での法令照会対応の強化を含むF i n T e c hサポートデスクの機能拡充等の、海外フィンテック事業者の日本市場進出支援に向けた取組の強化を検討する。
- ・ミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行う。
- ・金融機関の一層のデジタル化・D Xを支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連携強化のためのミートアップの開催や、I Tガバナンスの向上に向けた対話、デジタル化・D Xに係る取組の好事例の発信等を行う。
- ・厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）に対して、取扱件数・金額の増加等に伴うリスクの特定・評価を適切に実施しているかなどについて、モニタリングを実施する。
- ・金融サービス仲介業については、引き続き、利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、制度内容の周知等に取り組む。
- ・我が国のフィンテックの魅力を世界に向けてアピールするとともに、国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワークングの機会を創出するため、「F I N / S U M」の更なる国際化を図る。くわえて、F I N / S U Mを中心に複数のサイドイベントから成る「J a p a n F i n t e c h W e e k（仮称）」を令和6年3月に開催する。
- ・フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、面談やカンファレンス参加等を通じて国内外のフィンテック事業者や金融機関、ソリューションプロバイダー等から情報を収集する。
- ・ミートアップ等の取組を継続し、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化することにより、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図る。
- ・国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携強化を行う。
- ・分散型金融システムの健全な発展に向けて、B G I Nの活動への積極的な貢献やブロックチェーン・ラウンドテーブル等の取組を継続する。

### ② W e b 3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組

- ・W e b 3.0 等のイノベーションの推進に向けた政府全体の議論に貢献

し、金融面からの支援を行う。

- ・ステーブルコイン（電子決済手段等）の円滑な発行・流通に向けた環境整備を行う。
- ・暗号資産交換業者が、ICO/IEOを含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と更なる改善策を講じる。
- ・期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産についても、法令上・会計上の在り方を含め、税制上の扱いについて検討する。
- ・暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向けた日本公認会計士協会の取組を後押しするとともに、引き続き、必要な対応を検討していく。
- ・投資者保護に配慮しつつ、セキュリティトークンの流通の枠組（PTS認可の在り方等）や税制上の扱いについて、引き続き検討を行う。
- ・今後はFSBのハイレベル勧告をグローバルに実施していくことが今後重要となる。世界に先駆けて暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、金融庁として暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献していく。また、暗号資産・ステーブルコインが国境を超えて取引がなされていることを踏まえ、各国当局との連携を強化する。
- ・「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、引き続き、金融のデジタル化の動きを踏まえ、その対応への在り方等について検討を行う。
- ・ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン/Web3.0領域での健全なビジネスの発展等に貢献していく。
- ・CBDCについて、日本銀行におけるパイロット実験や財務省における有識者会議の議論が進められており、金融庁としても、金融システムに与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。

### ③ 決済インフラの高度化・効率化等

- ・全銀システムや多頻度小口決済サービスへの参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、引き続き利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を継続する。
- ・次期全銀システムに関しては、2023年10月に発生した現行全銀システムでのシステム障害に対する対応を優先し、全銀ネット等における原因分析・再発防止策等を確認し、必要な対応を実施する。そのうえで、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等の幅広い関係者による検討に引き続き参画し、安全性・柔軟性・利便性の確保を含む「次期全銀システム基本方針」の具体化に向けた議論に貢献する。
- ・金融機関の取引先企業のDXや生産性向上の観点から、DIZEDIや金融GIF（政府相互運用性フレームワーク）に対応する会計ソフ

ト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携の取組を官民一体となって推進する。

- ・「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手の電子化に向けた対応状況を把握するとともに、他省庁や金融機関関係団体と連携し、金融界の自主行動計画の着実な進展を後押しする。
- ・事業者における利用実態・ニーズも踏まえ、銀行業界等に対し、法人インターネットバンキングの更なる普及・利用に向けた取組を促す。
- ・書面・押印・対面を前提とした業界慣行の更なる見直しに向け、各協会が策定した優先的に取り組む事務事項に沿って、金融機関による各種サービスや手続面におけるオンライン対応に関する進捗状況の確認や、取組事例の横展開等を通じて、利用者の利便性向上の観点も踏まえつつ、更なるオンライン対応を促していく。
- ・「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく預貯金口座へのマイナンバーの付番等及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく公的給付支給等口座の金融機関経由での登録に係る制度実施に向けて、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して、業務フローやシステム対応等に係る検討・準備を行う。
- ・金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用についても促進するとともに、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るための取組を実施する。
- ・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげることを目指す。

## 【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、研究開発室、国際室、リスク分析総括課、フィンテック参事室（イノベーション推進室、暗号資産モニタリング室、資金決済モニタリング室、金融サービス仲介室、電子決済等代行業室）、ITサイバー・経済安全保障監理官室

企画市場局

信用制度参事官室、市場課、企業開示課

監督局

総務課、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、郵便貯金・保険監督参事官室、証券課、保険課

## 横断的施策－2

### サステナブルファイナンスの推進

施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。
目標設定の考え方・根拠	<p>気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）</li> <li>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（5 年 6 月 16 日閣議決定）</li> <li>・成長戦略等のフォローアップ（5 年 6 月 16 日閣議決定）</li> <li>・サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書（5 年 6 月 30 日公表）</li> </ul>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]企業開示の充実（サステナビリティ開示の充実、5 年度）</li> <li>・[主要]市場機能の発揮（データ基盤の整備、ESG 評価の透明性・実効性の確保等、5 年度）</li> <li>・[主要]金融機関の投融资先支援とリスク管理（アジアにおける GX 投資の推進、トランジションファイナンスの国際発信等、5 年度）</li> <li>・[主要]その他の横断的課題（インパクト投資の推進、専門人材育成等、5 年度）</li> </ul>
参考指標	—

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 企業のサステナビリティ開示の充実

- ・改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」（令和 5 年 1 月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえ、サステナビリティ開示の好事例を取りまとめて公表する。あわせて、企業等に対して開示充実の

	<p>ためのセミナー等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1基準）及び気候関連開示基準（S2基準）が5年6月に最終化されたことを受け、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）をはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が国際的な比較可能性をもち、資本市場からの信頼が得られるものとなるように取組を進める。</li> <li>・人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備や、サステナビリティ情報に対する第三者による保証等の国際的な基準開発の議論に積極的に参画・貢献するとともに、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方について、国際的な議論を踏まえ、検討を進める。</li> </ul>
<p>② GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナンスド・エミッションや削減貢献量等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行う。</li> <li>・中堅・中小企業の脱炭素を含む地域でのGX投融資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援する。</li> <li>・世界全体のGX実現に向け、地理的結びつきが強いアジアのGX投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体を設置し、実践的課題を集約・発信するとともに、アジアGX投資への我が国金融機関の取組支援等を通じ、「アジアGX金融ハブ」の実現に取り組む。</li> </ul>
<p>③ サステナビリティデータの集約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本取引所グループ（JPX）とも連携し、XBRL等も活用した利用し易い形での情報提供を進め、必要に応じて国際的なデータ整備構想とも連携する。</li> <li>・サプライチェーンにおけるScope3等のデータ整備の取組を関係省庁と連携し支援する。</li> </ul>
<p>④ インパクト投資の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インパクト投資の「基本的指針（案）」（5年6月公表）について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、5年度中の最終化を目指す。</li> <li>・投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画するインパクト投資に関する「コンソーシアム」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進める。</li> </ul>
<p>⑤ ESG投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ESG評価・データ提供機関に対して、「行動規範」（4年12月公表）への賛同を促すほか、ESG評価機関の開示の状況等を確認し、更なる論点等について検討を行う。</li> <li>・サステナブルファイナンスの専門人材の育成を進めるため、民間資格試験の普及、グローバルにも通用する大学等の講座の設置等を促す。</li> </ul>



**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、総務課国際室

企画市場局

企業開示課

### 横断的施策－3

#### 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応

<p>施策の概要</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p> <p>また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。</p> <p>更に、金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保するため、金融機関と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること</p> <p>金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。</p> <p>また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下</p>

「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。)」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、令和3年4月1日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。

コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則(以下「コロナ特則」という。)により、コロナの影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。

更に、サイバー攻撃の巧妙化等により、サイバーリスクは金融機関にとって重要課題の1つとなっていることを踏まえ、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。

このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、システム障害、感染症、自然災害などの事象の発生により、未然防止策を尽くしてもなお中断が起りうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み(オペレーショナル・レジリエンス)を確保することが重要であり、金融機関と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。

#### 【根拠】

- ・ 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日)
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画(25年6月7日閣議決定)
- ・ 政府業務継続計画(首都直下地震対策)(26年3月28日閣議決定)
- ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(26年3月31日)
- ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画(27年3月31日閣議決定)
- ・ 平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ(30年8月2日)
- ・ 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ(令和元年11月7日、2年7月30日)
- ・ 令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ(3年7月30日)
- ・ 令和4年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ(4

	<p>年 4 月 8 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土強靱化基本計画 (5 年 7 月 28 日閣議決定)</li> <li>・国土強靱化年次計画 2023 (5 年 7 月 28 日国土強靱化推進本部決定)</li> <li>・2023 事務年度金融行政方針 (5 年 8 月 29 日)</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組 (「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、5 年度)</li> <li>・[主要]災害等発生時に備えた訓練(金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、5 年度)</li> <li>・[主要]業界横断の業務継続訓練の実施(訓練の実施、5 年度)</li> <li>・[主要]オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた金融機関との対話継続、5 年度</li> <li>・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数(165 社、5 年度)</li> <li>・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況(金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、5 年度)</li> <li>・金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施(金融機能強化法(震災特例)について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表、5 年度)</li> <li>・自然災害被災者債務整理ガイドライン(コロナ特則含む)の運用支援(自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、5 年度)</li> <li>・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付(各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、5 年度)</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。</li> <li>・関係機関と連携して実践的な訓練を実施(年 1 回、例年 9 月 1 日の「防災の日」に実施)することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検</li> </ul>

証し、必要に応じて見直しを行う。

## ② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上

- ・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施（年1回、例年9月1日の「防災の日」に実施）する。
- ・金融機関等の業務継続計画の整備状況や業務継続体制の実効性等について、アンケートやヒアリング等を通じて検証していく。
- ・災害の状況等に応じ、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応する。
- ・平時において、
  - ✓ 金融機関自体の災害時における業務継続体制（実効性のある業務継続計画）の策定・構築
  - ✓ 災害後の金融機関における顧客等への柔軟かつ迅速な預貯金の払戻し、既存債務の返済猶予、緊急資金への対応、各種相談窓口の設置等の被災者支援を想定した対応体制の整備を金融機関に促していく。
- ・金融機関に対して、中小企業への強靱化対策パッケージの周知を含め、取引先中小企業の事業継続力強化の取組を促していく。
- ・サイバーリスクが引き続き金融セクターのトップリスクの一つであることを踏まえ、金融機関の規模・特性に応じ、検査を含めたモニタリング等により、我が国金融セクターのサイバーセキュリティの強化を図る。
- ・3メガバンクに対しては、サイバー攻撃の脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例を参考に、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証する。
- ・その他大手行及び地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じ、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認する。
- ・地域金融機関、保険会社及び証券会社に対し、サイバーセキュリティに関する点検票に基づく自己評価の実施を求める。金融庁・日本銀行において、各金融機関の自己評価結果を収集し、分析した結果を還元することで、金融機関における自律的なサイバーセキュリティの強化を促す。
- ・金融業界の横断的なサイバーセキュリティ演習については、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融機関に加え、金融市場インフラ事業者等の参加を促し、業界全体での対応能力の向上を図る。

- ・ 金融機関のサイバーレジリエンスを強化するため、金融機関において実施したTLP Tを収集・分析し、共通する課題及び好事例等を還元する。
- ・ G7財務大臣・中央銀行総裁会議のサイバーエキスパートグループ（CEG）をはじめとする国際的な議論に引き続き参画することにより、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について意見交換するとともに、サイバー攻撃に備えた主要国当局との連携の強化を図る。
- ・ 利用者目線に立った代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）の実効性確保に向けて、金融機関とともにベストプラクティスを探求していく。

### ③ 災害への対応

[東日本大震災やそのほかの大規模震災や豪雨等の自然災害]

- ・ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。
- ・ 金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構と連携した事業者支援や、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促す。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促す。
- ・ 金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報や、地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を通じて、被災者の生活・事業の再建を支援していく。
- ・ 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じる。

[コロナへの対応]

- ・ 2年2月に設置した「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて、コロナに関して、事業者等からの金融機関との取引（資金繰り等）に関する相談に応じる。

[新たな自然災害への対応]

- ・ 5年6月以降の大雨に係る災害等の被災者支援に努めていくほか、今後の新たな自然災害に対しても、迅速かつ的確な対応を行っていく。

【担当部局名】

総合政策局

総務課、リスク分析総括課

企画市場局

市場課

監督局

監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課

## 横断的施策－4

### その他の横断的施策

<p>施策の概要</p>	<p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応）」、「横断的な施策－2（サステナブルファイナンスの推進）」及び「横断的な施策－3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応）」以外の施策の実施。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大、以下同じ）を図ること</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（平成24年2月策定）</li> <li>・ 総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）</li> <li>・ 第4次対日相互審査報告書（3年8月30日公表）</li> <li>・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（5年6月9日閣議決定）</li> <li>・ 2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～（4年8月31日）</li> </ul>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>① [主要] 国際的なネットワークの強化（国際的なネットワークの強化に取り組む、5年度）</p> <p>② [主要] マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化（マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む、5年度）</p> <p>③ 規制・制度改革等の推進 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、4年度）</p> <p>④ 事前確認制度の適切な運用 ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵</p>



	<p>守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、5年度)</p> <p>⑤金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進（ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行に向けた具体的な検討、各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等、5年度）</li> <li>・金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、マイナンバーカードによる認証対応等といった共通的な認証基盤との連携などの取組の推進（マイナンバーカードによる認証対応のためのシステム整備等を行う、5年度）</li> <li>・金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改に向けた取組の推進（次期システムの設計・開発を推進、5年度）</li> </ul> <p>⑥経済安全保障上の対応（政令等の整備、関係機関との連携、5年度）</p>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 国際的なネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年のG7では議長国として、暗号資産・ステーブルコイン、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンスといった主要課題をG7財務大臣・中央銀行総裁声明で取りまとめており、これらの課題に対して引き続き国際的議論に貢献する。暗号資産については、声明を踏まえ、今後FSBや基準設定主体においてFSBハイレベル勧告の具体化作業や非FSB参加法域に対するアウトリーチ等が行われる予定であり、こうした国際的な作業に積極的に貢献する。また、トランジション・ファイナンスについては、ファイナンスド・エミッションに係る移行のフォワード・ルッキングな進捗評価を可能とする情報の入手可能性と信頼性を強化するため、国際的な議論に積極的に貢献する。</li> <li>・11月6日～10日に開催予定のIAIS（保険監督者国際機構）東京総会については、我が国の金融市場・金融行政の存在感を高める好機であることを踏まえ、開催国として国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップ等の議論を積極的に進める。</li> <li>・アジア諸国等の金融当局における我が国の制度理解を深め、これらの当局との連携を強化する観点から、GLOPACや二国間金融協力の会議を通じ関心の高い分野の説明機会を増やす等により、ネットワーク構築の強化を図る。</li> <li>・こうしたネットワーク等を活用し、各国当局との政策対話を進め、国</li> </ul>

	<p>際的な政策推進力を高めていく。そのひとつとして、トランジション・ファイナンスに係るアジア諸国との連携の強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合開催により各国当局との連携を強化する。</li> </ul>
<p>② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・F A T F 第 4 次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制の強化、利用者への周知、協力要請等の取組につき、金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携していく。</li> <li>・金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態から順にマネロン対策等に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の底上げを図る。また、金融機関のマネロン対策等に対する態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。</li> <li>・取引時における制裁対象者等との照合や疑わしい取引の届出等の措置に係る金融機関等の履行体制を強化するため、マネロン対策等に係る共同システムの実用化に取り組む。</li> <li>・為替取引分析業については、適切な許可審査や監督を実施していく。</li> <li>・各金融機関等におけるマネロン対策等の強化に当たっては、利用者に対して丁寧な説明を実施するよう引き続き促していくほか、業界団体等と連携した広報活動等を通じて、広く利用者の理解と協力を求めていく。</li> <li>・「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(5 年 3 月公表) 等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。</li> <li>・F A T F 政策企画部会での、クロスボーダー送金の透明性向上に関する検討や、信託の実質的支配者に関する F A T F 基準改訂を踏まえたガイダンスの改訂等の作業において、共同議長国として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献していく。</li> <li>・我が国議長下の 5 年 G7 財務大臣・中央銀行総裁声明で言及されている、F A T F における暗号資産に関する取組(多くの法域で進捗が遅れが見られる勧告 15 の実施促進や、D e F i や P 2 P 取引を含む新たなリスクへの対応) に関し、関連部会の共同議長国としてリードする。</li> </ul>
<p>③ 規制・制度改革等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度のあり方を積極的に検討する。</li> </ul>

④	<p>事前確認制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図る。</li> </ul>
⑤	<p>金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁におけるデジタル・ガバメント中長期計画の推進 4年9月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用（金融庁ネットワークシステムについて、業務サービスの利便性の向上及びセキュリティ対策の強化のため、ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行に向けた具体的な検討等）や各種プロジェクトに対する監理体制の強化、デジタル人材の確保・育成の取組の推進等に取り組む。また、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、従来実施してきた情報セキュリティ管理態勢の点検・確認等の取組に加え、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用の推進、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定などを行う。さらに、金融庁全職員のIT・セキュリティのリテラシー向上と専門性向上に取り組む。</li> <li>・金融庁の行政手続きの電子化 金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、マイナンバーカードによる認証対応のためのシステム整備等の行政サービスの更なる利便性向上に資する取組を行う。</li> <li>・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、6年度に更改予定として、次期システム的设计・開発を着実に進めていく。</li> </ul>
⑥	<p>経済安全保障上の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済安全保障推進法の円滑な制度開始（6年春）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、5年4月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話に努めていく。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

(金融庁の行政運営・組織の改革)

1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

2 検査・監督の質の向上

3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

## 金融庁の行政運営・組織の改革－1

### 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日）</li> <li>・2023事務年度金融行政方針（令和5年8月29日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、5年度）</li> <li>・[主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施（内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、5年度）</li> </ul> <p>②金融行政におけるデータ活用の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備（新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）に基づく、高粒度データの定期収集の段階的な開始、及び対象金融機関の拡大の検討、5年度）</li> <li>・[主要]金融システムの脆弱性等に係るデータ分析の深化と分析結果の可視化、ツール化（金融機関との対話・モニタリングの高度化の検討、5年度）</li> <li>・金融サービスの利用者から相談窓口寄せられた情報の多角的な分析と実態把握（モニタリング部門への結果還元、5年度）</li> <li>・[主要]データ分析における研修の実施・専門家による支援（データ分析プロジェクトの質の向上、5年度）</li> </ul> <p>③金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、5年度）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁公式X（旧T w i t t e r）（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、いいね数。その他SNSでの情報発信強化（当庁の施策等について、X（旧T w i t t e r）等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施、5年度）</li> <li>④財務局とのさらなる連携・協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要] 財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況（財務局とのさらなる連携・協働の推進、5年度）</li> </ul> </li> <li>⑤決済インフラの高度化・効率化等【再掲（横断的施策-1）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組（アカデミアと連携したデータ分析の実施、5年度）</li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況</li> <li>・金融行政モニターへの意見申出件数</li> <li>・各種サポートデスクへの相談件数</li> <li>・意見申出制度への意見申出件数</li> </ul> </li> <li>③金融行政に関する情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道発表件数</li> <li>・英語ワンストップサービスの対応件数</li> </ul> </li> </ul>

主な事務事業の取組内容	
<p>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的の実施し、会議での議論を金融行政に反映していく。</li> <li>・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。</li> <li>・第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。</li> <li>・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク</li> </ul>

	ク、金融機関からの相談対応を着実に実施する。
②	<p>金融行政におけるデータ活用の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022 事務年度に日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の実証実験結果を踏まえ、法人貸出明細等の高粒度データの定期収集を段階的に開始し、順次対象金融機関の拡大を検討する。</li> <li>・個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実させていく。こうした分析結果を金融機関との対話・モニタリングに活用できるよう可視化・ツール化する。</li> <li>・金融サービスの利用者から相談窓口に寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用する。</li> <li>・研修の実施や専門家による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組む。</li> </ul>
③	<p>金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁ウェブサイトのほか、SNSをはじめとする多様な情報発信ツールを有効活用し、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組んでいく。</li> <li>・外部の知見も取り入れつつ、職員の広報に関する知見の向上や外部サービス活用に係る検討を進める。</li> <li>・金融庁ウェブサイトの英語情報量の増加や、海外関係者にも伝わる効果的な発信方法の工夫などにより、国内外に対する情報発信力強化に取り組む。</li> </ul>
④	<p>総合政策機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「2023 事務年度金融行政方針」を策定する。</li> <li>・以下の通り、庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民の安定的な資産形成の促進【再掲（施策Ⅱ-1）】</li> <li>✓ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備【再掲（施策Ⅱ-1）】</li> <li>✓ 国際金融センターの実現に向けた、新規参入支援の拡充等【再掲（施策Ⅲ-1）】</li> <li>✓ Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組【再掲（横断的施策-1）】</li> <li>✓ サステナブルファイナンスの推進【再掲（横断的施策-2）】</li> <li>✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化【再掲（横断的施策-4）】</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 規制・制度改革等の推進【再掲（横断的施策-4）】</li> <li>✓ 金融行政におけるITの活用【再掲（横断的施策-4）】</li> <li>✓ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）【再掲（組織改革-1）】</li> </ul>
⑤ 決済インフラの高度化・効率化等【再掲（横断的施策-1）】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげることを目指す。</li> </ul>
⑥ 財務局とのさらなる連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、モニタリングのあり方について金融庁と財務局との間での率直な意見交換を更に進めることで、監督当局全体としての質の向上を図る。証券検査をはじめとする市場監視の分野においても、財務局との連携・協働に取り組む。</li> <li>・地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進める。</li> <li>・金融庁と財務局が実施する各種会議について、事前に会議内容や開催方針等に関する意見交換を行うなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努める。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

証券取引等監視委員会事務局

総務課



## 金融庁の行政運営・組織の改革－2

### 検査・監督の質の向上

<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか)と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。</p> <p><b>【根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30年6月29日)</li> <li>・2023事務年度金融行政方針(令和5年8月29日)</li> </ul>

測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況(新しい考え方に沿った検査・監督の実践、5年度)</li> </ul>
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 検査・監督の質の向上(モニタリングの在り方)	<p>[モニタリング成果の整理]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。</li> </ul> <p>[モニタリングスキームの改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関に対する検査については、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行う。</li> <li>・日本銀行との連携については、令和3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めている。金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取組を更に深化させていく。</li> </ul> <p>[組織的な人材育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修の更なる充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習(ワークショップ)を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進する。また、モニタリング研修の企画・立案に当たり、対面形式での実施とともに、オンライン形式の併用を行うなど、効果的・効率的な研修を継続して実施する。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局リスク分析総括課

## 金融庁の行政運営・組織の改革－3

### 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

<p>施策の概要</p>	<p>さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備などのための取組を継続・拡充する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>全ての職員の能力・資質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。</p>
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁の改革について（平成30年7月4日）</li> <li>・当面の人事基本方針（30年7月4日、令和4年3月28日改訂）</li> <li>・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）</li> </ul>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[主要]専門人材育成の取組状況（専門人材育成の枠組みのさらなる整備、5年度）</li> <li>・[主要]職員の主体性を重視した枠組みの活用状況（職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備、5年度）</li> <li>・[主要]業務の合理化・効率化の取組状況（業務のさらなる合理化・効率化、5年度）</li> <li>・[主要]適切なマネジメントに向けた取組状況（マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充、5年度）</li> </ul>
<p>参考指標</p>	<p>職員満足度調査結果</p>

#### 主な事務事業の取組内容

##### ① 職員の能力・資質の向上

- ・職員の専門性向上に向け、個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を着実にを行うとともに、対話を通じて決定したキャリアパスの軸となる分野に応じた育成プログラムの実施を進める。
- ・現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保・育成に向けた対応策を実施するとともに、引き続き検討が必要な分野について議論を継続する。そうした専門性育成の前提となる、金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラム

	<p>について、内容の拡充や運用方法の改良を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題・レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進める。</li> </ul>
<p>② 職員の主体性・自主性の重視</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、若手職員からの金融行政に関する政策提言の公募、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、運用の見直しを検討し、多くの職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを行う。</li> <li>・政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益な知見を得るべく、講演会や勉強会を積極的に開催する。</li> <li>・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内からポストの公募を行う。</li> </ul>
<p>③ 誰もがいきいきと働ける環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた取組を進める。</li> <li>・定型的な庶務業務の外部委託や、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、RPA化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押しする。</li> <li>・金融庁ネットワークシステムの刷新など、安全かつ効率的な業務遂行のための情報システムを整備する。</li> <li>・幹部・課室長のマネジメント方針の職員への見える化や、360度評価、職員満足度調査等を実施するとともに、組織活性化に向けた取組状況を金融庁内で随時共有することや、マネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うことで、マネジメント力の向上を図る。</li> <li>・若手を含めて各職員が一層納得感や、やりがいを感じられるよう、より働きやすい職場環境・望ましい組織文化のあり方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、新しい課題やその解決方法もの探求しながら改革を進める。</li> </ul>

**【担当部局名】**

総合政策局

組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課